

議第 67 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市坂放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体

坂児童クラブ実施委員会

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 28 日提出

三島市長 豊岡武士

議第67号参考資料 No.1

「坂児童クラブ実施委員会」の概要

名 称	坂児童クラブ実施委員会
所 在 地	三島市川原ヶ谷（元山中）1169番地
代 表 者	委員長 勝又 誠
成 立 年 月 日	平成12年10月25日
組 織	実施委員会 17人 内訳 委員長1人、副委員長1人、運営部部長1人、 運営部副部長2人、管理部部長1人、管理部副 部長2人、経理部部長1人、経理部副部長2人、 企画部部長1人、企画部副部長2人、児童部部 長1人、児童部副部長2人 支援員会 5人
目 的	坂地区の児童が健全に育つことを目的に、放課後の児童の生活の場として遊びや学習の機会を提供し、異年齢集団での様々な体験活動を通じて「生きる力と豊かな心」を育み、自主性、社会性、創造性豊かな青少年を育てるための生活指導を行う。
業 務 実 績	三島市坂放課後児童クラブ指定管理者（平成16年度～平成29年度）

議第67号参考資料No.2

三島市坂放課後児童クラブの管理に関する仮協定書

三島市坂放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の管理について、三島市（以下「甲」という。）と坂児童クラブ実施委員会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり仮協定を締結する。

（指定管理者による管理）

第1条 甲は、三島市放課後児童クラブ条例（平成15年三島市条例第27号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、児童クラブの管理を乙に行わせるものとする。

（管理業務の実施方法）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、三島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年三島市条例第20号）、三島市放課後児童クラブ条例施行規則（平成15年三島市規則第47号）及び別添の三島市坂放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところ並びに別添の三島市坂放課後児童クラブの管理に関する事業計画書に記載された内容に従い、児童クラブの設置目的を効果的に達成するよう、誠実に管理業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第3条 協定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

（指定管理料）

第4条 甲は、管理業務の実施に要する指定管理料として、前条に規定する期間につき、金13,106,000円を乙に支払うものとする。（消費税等及び平成28年8月24日の閣議決定による消費税率の引き上げ分を含む。）

- 2 前項の指定管理料の各年度における支払額の内訳は、別紙1に掲げる額とする。
- 3 乙は、年度ごとに指定管理料の支払にかかる請求書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。
- 5 指定管理料は、前金払いとし、これを精算しないものとする。
- 6 平成28年8月24日の閣議決定による消費税率の引き上げが行われなかった場合その他税制の改正に伴う消費税率の引き上げまたは引き下げが行われた場合は、第1項の規定にかかわらず、指定管理料のうち消費税等の額の増減分について、別途協議するものとする。

（職員等）

第5条 乙は、児童クラブの管理業務の実施に当たり、業務職員を定め、これを甲に書面により通知しなければならない。業務職員を変更した場合も同様とする。

（事業報告書等）

第6条 乙は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（1）管理業務の実施状況

- (2) 利用状況及び利用児童数
 - (3) 利用料金の収入実績
 - (4) 管理経費の収支状況
 - (5) モニタリング及び実績評価
 - (6) その他甲が必要と認める事項
- 2 乙は、前項のほかに甲から請求があった場合は、甲からの請求内容にそった資料等を甲に提出又は報告しなければならない。
- 3 甲は、前2項の規定により提出された事業報告書等に基づき、管理業務の適正な履行について検査を行うものとする。
(管理業務の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも、管理業務又は経理の状況について、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
(緊急時等の対応)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 仕様書で定める方法以外の方法により、管理業務を実施する必要が生じたとき。
- (2) 管理業務の実施に付随して行う必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 管理業務の実施に当たり、重大な事故等が生じたとき。
- (4) その他前3号に準ずる事実が生じたとき。

(管理業務の再委託)

第9条 乙は、管理業務の全部を第三者に行わせてはならない。

2 乙は、書面により甲の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に行わせることができる。
(リスクの分担)

第10条 管理業務に関して、想定するリスクに対する甲及び乙の負担の区分は、別紙2のとおりとする。
(文書の開示等)

第11条 乙は、三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）に規定する文書の開示に努めなければならない。

2 乙は、三島市個人情報保護条例（平成12年三島市条例第23号）に規定する自己情報の開示等に努めなければならない。
(個人情報の適正管理)

第12条 乙は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、乙は、三島市個人情報保護条例に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。

5 乙は、前各項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

(業務職員の責務)

第 13 条 乙の業務職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指定の取消し等)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙がこの協定の条項に違反したとき。
 - (2) 第 7 条の指示に従わないとき。
 - (3) その他乙による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じられたことによって、乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その責めを負わない。
- 3 乙は、第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、甲の指定する期日までに、甲が定める金額を返還しなければならない。

(業務職員の雇用等)

第 15 条 乙は、業務職員を雇用するときは、できるだけ三島市内に在住する者を雇用するよう努めなければならない。

- 2 乙は、管理業務の実施に当たって物品を調達するときは、できるだけ三島市内の事業者から調達するよう努めなければならない。

(管轄裁判所)

第 16 条 この協定に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(定めのない事項の処理)

第 17 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この仮協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

なお、この仮協定は、三島市議会の議決を経たときに、本協定となるものとする。

平成 29 年 11 月 1 日

甲 三島市北田町 4 番 47 号

三島市長 豊岡 武



乙 三島市川原ヶ谷（元山中）1169 番地

坂児童クラブ実施委員会

委員長 勝又 誠



別紙1

支 払 額 内 訳 書

年 度	支 払 額
平成 30 年度	2, 618, 000円
平成 31 年度	2, 622, 000円
平成 32 年度	2, 622, 000円
平成 33 年度	2, 622, 000円
平成 34 年度	2, 622, 000円
合 計	13, 106, 000円

別紙2

リス ク 分 担 表

種類	内 容	負担区分	
		甲	乙
法令等の変更	法令等の新設、変更による人的及び物的負担	協議事項	
物価及び金利変動	物価及び金利の変動による経費の増		○ ※著しい変動の場合は協議事項
指定管理業務の中止・変更・中断による運営リスク	三島市の責めに帰すべき事由によるとき	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	自然災害等の不可抗力によるとき	協議事項	
	上記以外の事由によるとき	協議事項	
指定管理業務内容の変更	行政上の理由によるとき	○	
	指定管理者の提案によるとき		○
施設及び設備の損傷による修繕等	三島市の責めに帰すべき事由によるとき	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	上記以外の経年劣化等による1件1万円を超える修繕	○	
	上記以外の経年劣化等による1件1万円以下の修繕		○
	自然災害等の不可抗力による施設・設備の復旧	協議事項	
利用者や第三者への賠償等	三島市の責めに帰すべき事由によるとき	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	上記以外の事由によるとき	協議事項	
引継費用	指定管理業務の開始及び終了時の引継ぎに必要な経費		○